



V2H 補助金スタート

東京都の充電設備設置義務化などEVに追い風

(一社)次世代自動車振興センター (NeV) はこのほど、補助制度「令和4年度CEV補助金」(V2H充放電設備)をスタートしました。交付申請の受付期間は10月31日までですが、予算の兼ね合いから期間を短縮するケースもあるため、早めの申請が望まれます。

V2Hは「ピークルトゥホーム」の略で、直訳は「自動車から家へ」となります。その名の通り、電気自動車など電力を蓄えた車から住宅への電力供給を可能とするのがV2H。万が一災害などによって電力の供給網が絶たれたとしても、自動車の電力を使用することで、安全な屋内避難に寄与します。また、日常生活においても活用が可能です。例えば電気料金の安い夜間に電力を自動車に貯め、その電力を昼間に住宅のエアコンなどで使用できるという使い方も挙げられます。V2Hを活用するには、同システムへ対応した車種を選ぶ必要があるため、注意が必要です。

昨今、激甚化・頻発化する自然災害に対して、住宅関連業界には「レジリエンス住宅」という考え方を軸にした住宅づくりが求められています。これは「平常時にはエネルギーの使用が抑えられ、非常時には自立したエネルギー供給が可能となる」住宅のことですが、V2Hはその考え方に合致しているシステムといえるでしょう。

なお、同制度の補助額は設備購入費と補助率を乗じた額となります。現状補助率は「1/2以内」としています。また設備によって同センターが補助金公布の上限額を設けており、これらいずれか低い方を交付するとしています。

「令和4年度CEV補助金」は「車両」、「外部給電器」、「V2H充放電設備」を3本柱として、機器を導入するユーザーに補助する制度。「車両」と「外部給電器」の補助は4月末にスタートしました。

同センターではこの他、充電インフラ補助金や水素供給設備への補助を実施しています。クリーンエネルギー自動車への転換が世界で求められている昨今、住まい手の家庭にもEVを導入していく取り組みが求められています。

そんな世相を表すように4月22日には、東京都の小池百合子都知事が、新築へのEV充電設備の設置義務化における方針をアナウンスしました。さらに6月3日の定例記者会見ではEVを購入する住まい手を補助する制度もスタートすると話しました。

「EV車は高い」――。そんな先入観を持っている事業者や住まい手は多いと思われます。しかし、補助金を使用した際の価格も併せて考慮したいところです。

また、日産自動車(株) (横浜市)は軽自動車サイズのEV「日産サクラ」を発売しました。現状、内燃機関を搭載した自動車に比べればEVのバリエーションは少ないです。「軽自動車サイズの運転に慣れているが、好みの車種がない」そんな理由でEVへの乗り換えを敬遠していた住まい手もいたであろうと予測できます。しかし、今後ラインアップが増えてくれば、住まい手がEVを選択する可能性も高まっていくかもしれません。そんな時代が到来した際に、すぐV2Hに取り組める知識が地域工務店には今、求められています。

日産サクラ発表から 3週間で受注1万台突破

日産自動車(株) (横浜市)が5月20日に発表した新型軽EV「日産サクラ」が、6月13日までの約3週間で受注1万1千台を突破しました。この好調な受注状況は①軽自動車ならではの小回り性能、②洗練されたデザインと広い室内空間、③駐車時の操作を自動で制御する「プロパイロットパーキング」――など、軽自動車サイズながらも充実した装備を搭載している点などによるものとみられます。

価格は233～294万円となっていますが、国の補助金やエコカー減税を利用すれば、55万円以上の経済的負担が減らせます。さらに自治体ごとに行っている補助金も視野に入れば、それ以上安く購入することも可能となるため、補助金を前提とした購入価格を調べておく必要があります。

購買層については「他の軽自動車と同様に、多くの年配のお客さまからご注文をいただいている」といいます。内訳は70代以上が21%、60代が26%。一方、幅広い年齢層に比率が分散している点も興味深く「先進技術装備の充実をフックに、若い世代をはじめ幅広いお客さまから好評を得ている」としています。実際に50代の購買層における比率は24%、40代は18%、30代以下については11%となっています。

航続距離は最大180kmとなっていますが、急速充電を利用すれば40分で80%までの充電が可能です。搭載するモーターは最大195Nmのトルクを発揮し、「すばやくなめらかな加速により、高速道路の合流も無理なくスムーズに行うことができる」といいます。



好調な受注をみせる軽EV「日産サクラ」

国産材転換へ補助

カーボンニュートラルやSDGs、建築資材の高騰など近年、取り巻く情勢が複雑化の一途を辿る住宅業界。こうした中、今般のウクライナ情勢を受け、工務店など住宅事業者に向けた木材需給がさらにひっ迫しています。サプライチェーンの崩壊によって輸入材が不足・高騰しているさなか、ロシア政府は日本を含む非友好国へ単板などの輸出を禁止しました。苦しい状況に追い打ちをかけた現状において、この荒波を乗り越える一つの手段が国産材利用への転換です。

我が国では世界有数の森林大国であるにも関わらず多くが放置林となっていることから、住宅に利用する木材の多くを輸入材に頼っていました。しかし、林野庁が公表している最新の「木材需給表」によれば木材自給率は平成23年から10年連続で上昇しています。これは木質化による炭素固定化など、木材利用にかかる取り組みを国が補助金などで後押しし、工務店など住宅事業者がそれに応えてきた結果といえるでしょう。

そんな中、4月28日に政府が原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する予備費の使用について閣議決定。農林水産省林野庁は「国産材転換支援緊急対策事業」を通じた支援を行うと明らかにしました。令和4年度予算の予備費から約40億円を計上し、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受ける我が国の木材需給バランス悪化を緩和する狙いです。

同事業では①国産材製品の増産に伴う原木や製品の運搬または一時保管、②国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及――を臨時的に補助します。①については事業者に対して、遠方の原木供給地からの運搬経費を支援。また、国産材製品については増産した製品を通常の出荷圏を超えた遠方の地へ運搬する際の経費も視野に入れます。さらに、増産した原木や製品については保管場所の不足が予想されることから一時保管に必要な経費を支援することとしています。



国産材への転換は我が国の林業だけでなく、我が国のサプライチェーンを強固にする視点からも重要といえる

省エネ性能優れた住宅 10年間の金利引き下げ

(独)住宅金融支援機構(東京都文京区)は省エネルギー性や耐震性などに優れた長期優良住宅を取得する際に「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる制度「フラット35S」を用意しています。新築と

中古住宅が対象です。

現在ラインアップされているのは金利0.25%の引き下げを10年間とするAプランと、同金利で5年間引き下げるBプランの2つのプラン。2023年3月31

日までの申し込み受付分に適用するとしていますが、予算金額に達する見込みとなった場合には受付を終了するため、早めの申し込みが望まれます。

金利を10年間引き下げるAプランの技術基準は①一次エネルギー消費量等級5以上、②耐震等級3、③高齢者等配慮対策等級4以上、④増改築を含む「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅——のいずれか1つ以上の基準を満たすこととしており、新築と中古が対象です。

5年間引き下げるBプランでは①断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上、②建築物エネルギー消費性能基準を満たす住宅、③耐震等級2以上、④住宅性能表示制度の評価方法基準1-3に適合している免震建築物、⑤高齢者等配慮対策等級3以上、

⑥劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上——のいずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。基準は同じく新築と中古を対象としています。

さらにBプランでは、中古住宅のみを対象として①二重サッシまたは複層ガラスを使用、②建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅、③浴室および階段に手すりを設置、④屋内の段差を解消——のいずれか1つ以上の基準を満たす形でも良いそうです。

併用可能なフラット35は「維持保全型」、「地域連携型」、「地方移住支援型」ですが、「フラット35リノベ」との併用はできません。また、2021年10月の設計検査申請分より、土砂災害特別警戒区域内の新築住宅については「フラット35S」が利用できなくなっています。住宅事業者がエンドユーザーへのアナウンスを行う際には注意が必要です。

家庭用エアコンに新たな省エネ基準

経済産業省は家庭用エアコンにおける新たな省エネ基準を公布しました。6月1日より施行しています。中でも冷房能力4.0kWの壁掛け型エアコンでは従来の通年エネルギー消費効率（APF）4.9kWから2027年度までに34.7%改善したAPF6.6を見込みます。このような基準を公表することで、メーカーなどの判断基準をつくり、エネルギー利用の合理化を図る狙いとみられます。

経産省ではこれまで、冷暖房が家庭のエネルギー消費量の中でも特に大きな割合を占めていることから、家庭用エアコンの省エネ基準見直しについて議論を重ねてきました。目標年度を2027年とした理由は「新製品の開発に必要となる期間が通常2～3年程度であることから、目標年度までに少なくとも1～2回程度

の製品開発の機会が得られるように配慮する必要がある」としてしています。

対象とするエアコンは現行基準と同様に壁掛け型以外も含まれます。「壁掛形、マルチタイプ」は2029年度までの改善を目標としています。ちなみに、このほど公布した新たな省エネ基準におけるエネルギー消費効率の測定方法は2013年に測定条件などの見直しを行った、「『ルームエアコンディショナー』（JIS C 9612:2013）」に準拠します。

家庭用エアコンのエネルギー消費効率を向上させるにはメーカーだけではなく、住宅事業者の高い施工精度による気密性能の確保や、住まい手の省エネを心がけた生活など、その協力が不可欠です。今後の業界の動向に注目されます。

次期省エネ基準と改善率
出所：経済産業省

ユニットの形態	冷房能力	現行の省エネ基準 (APF)	次期省エネ基準 (APF)	改善率 (%)
壁掛形	2.2kW	5.8	6.6	13.8%
	2.5kW	5.8	6.6	13.8%
	2.8kW	5.8	6.6	13.8%
	3.2kW	5.8	6.6	13.8%
	4.0kW	4.9	6.6	34.7%
	4.5kW	5.5	6.5	18.2%
	5.0kW	5.5	6.4	16.4%
	5.6kW	5.0	6.3	26.0%
	6.3kW	5.0	6.1	22.0%
	7.1kW	4.5	5.9	31.1%
	8.0kW	4.5	5.7	26.7%
	9.0kW	4.5	5.5	22.2%
10.0kW	4.5	5.3	17.8%	

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

建築物省エネ法改正案国会で成立

建築物省エネ法の改正案が6月13日に参議院本会議で可決・成立しました。これにより、2025年以降は新築される全ての住宅・非住宅に対し、断熱性能を省エネ基準に適合させることが求められるようになります。また、防火や構造において規制の合理化が図られ

る他、省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備することなどが盛り込まれています。

今後我が国の住宅の基準となる同制度。脱炭素社会実現に向け、大きな役割を果たすことが期待されます。住宅関連業界で家造りに携わる方々には改めてその内容を把握した上で、これに対応できるよう準備を進めて下さい。

2022年 4月着工 **全体で前年同月比 2.2%の増加**
持家前年同月比 5カ月連続減

国土交通省が令和4年5月31日に公表した本年4月の新設住宅着工戸数は7万6179戸。前年同月比は2.2%増で14カ月連続の増加となった。持家の同比は5カ月連続の減少、貸家の同比は14カ月連続の増加、分譲の同比は3カ月連続の増加だった。季節調整済年率換算値は88万3464戸（前月比4.7%減）で3カ月ぶりの減少。

利用関係別では、持家は2万1014戸。前年同月比は8.1%減で5カ月連続の減少だった。民間資金によるものは1万9240戸。同比は6.8%減で4カ月連続の減少だった。公的資金によるものは1774戸。同比は20.7%減で6カ月連続の減少となった。

貸家は2万9444戸（同2.1%増）で14カ月連続の増加。この内、民間資金による貸家は2万7161戸（同4.2%増）で15カ月連続の増加だった。また、公的資金による貸家は同比で17.6%減で先月の増加から再びの減少。

分譲住宅は2万5199戸。その内、マンションは1万2685戸（同17.7%増）で3カ月連続の増加。一戸建は1

万2448戸（同7.4%増）で12カ月連続の増加となった。

構造別では木造が3万9625戸。前年同月比は3.5%減少で先月の増加から再び減少に転じた。工法別では軸組木造（在来工法）が3万1172戸。同比は4.0%減で2カ月連続の減少となった。

令和4年4月新設住宅着工統計（▲は減少、無印は増加）

		戸数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
新設住宅合計		76,179	0.1	2.2
利用関係別	持家	21,014	3.8	▲ 8.1
	貸家	29,444	▲ 8.9	2.1
	給与	522	22.8	55.4
	分譲	25,199	8.9	12.1
地域別	首都圏	26,111	▲ 0.6	6.7
	中部圏	8,651	▲ 2.7	▲ 5.2
	近畿圏	13,094	▲ 0.6	▲ 0.7
	その他の地域	28,323	1.9	2.1
構造別・建て方別	木造	39,625	1.0	▲ 3.5
	一戸建	30,995	2.6	▲ 3.3
	非木造	36,554	▲ 0.9	9.2
	共同住宅	32,281	▲ 1.3	8.5
工法別	軸組木造	31,172	2.1	▲ 4.0
	在来非木造	28,689	▲ 1.0	9.5
	プレハブ	8,693	▲ 3.0	8.2
	2×4	7,625	▲ 3.7	▲ 2.3

Smart Sanitary

— スマートサニタリー —

Entrance type

AICA



point 1

玄関入ってすぐ手洗い！
エントランスタイプの洗面台があれば、帰ってすぐ玄関で手を洗ってから室内に入れます。帰ってすぐの手洗い習慣がお子さまにも身に付きます。



point 2

スリムなのに、収納スペースも。
モノが散らかりがちな玄関に置く洗面は、収納付きのものが正解。

